

笠堀ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 笠堀ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 笠堀ダムは、洪水調節、かんがい、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒140立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの期間

(かんがい期)

第5条 かんがい期は、5月16日から9月3日までの期間とする。

(水位)

第6条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高207.0メートルとし、第19条の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第8条 貯水池のサーチャージ水位は、標高211.0メートルとし、第19条の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第9条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高194.5メートルとし、第19条の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第10条 かんがい期間において、かんがい用水及び水道用水供給のために確保すべき水位(以下「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあっては、それぞれ当該各号に掲げる水位、基準日以外の日にあっては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第18条、第27条及び第28条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

	基準日	基準日の水位
一	5月16日	標高194.5メートル
二	7月20日	標高194.5メートル
三	7月25日	標高192.0メートル
四	8月10日	標高191.5メートル
五	8月15日	標高189.0メートル
六	8月20日	標高182.0メートル
七	8月25日	標高182.0メートル
八	8月31日	標高175.0メートル
九	9月3日	標高175.0メートル

(予備放流水位)

第11条 洪水期間における予備放流水位は、標高192.00メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあっては、標高192.0メートルから標高211.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高207.0メートルから標高211.0メートルまでの容量2,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第13条 かんがい用水の供給は、かんがい期のうち、5月16日から6月14日までの間にあっては、標高175.0メートルから標高207.0メートルまでの容量12,200,000立方メートル、6月15日から9月3日までの間にあっては、標高175.0メートルから194.5メートルまでの容量5,700,000立方メートルのうち最大5,070,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第14条 水道用水の供給は、洪水期にあっては、標高175.0メートルから標高194.5メートルまでの容量5,700,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高175.0メートルから標高207.0メートルまでの容量12,200,000立方メートルのうち最大630,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第 15 条 発電は、洪水期にあつては、標高 175.0 メートルから標高 194.5 メートルまでの容量 5,700,000 立方メートル、非洪水期にあつては標高 175.0 メートルから標高 207.0 メートルまでの容量 12,200,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 16 条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から三条地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第 21 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第 17 条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 18 条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位をこえているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒 140 立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第 19 条 局長は、洪水期において、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 流入量が毎秒 140 立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、放流量が毎秒 140 立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を、放流量が毎秒 140 立方メートルに達した際の開度に固定して放流すること。

二 貯水池の水位が標高 196.0 メートルに達したら 1 号オリフィスゲートを 0.80 メートル、2 号クレストゲートを 0.70 メートルの開度に固定して放流すること。

2 局長は、非洪水期において、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

一 流入量が毎秒 140 立方メートルに達するまでは、コンジットゲート 1 門のみを操作して放流を行い、放流量が毎秒 140 立方メートルに達した後は、放流量が毎秒 140 立方メートルに達した際の開度に固定して放流すること。

- 二 前号よって所要の放流を行うことができないときは、1号オリフィスゲート及び2号クレストゲートにより放流を行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第20条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後（以下この条において「洪水調節等の後」という。）において、水位が制限水位又は常時満水位（以下この条において「制限水位等」という）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後においては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒140立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第21条 局長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第22条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第23条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯流された流水の放流を行うことができる場合)

第24条 ダムによって貯留された流水は、第7条、第8条、第9条、第19条、第20条、第21条、第27条及び第28条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位まで低下させるとき。
- 二 第32条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒140立方メートルとする。

(放流の原則)

第25条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 26 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第 19 条、第 20 条、第 24 条第 2 項、第 27 条及び第 28 条に規定する量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ笠堀発電所（以下「発電所」という。）の使用水量（毎秒 13.8 立方メートル以内）を控除した量を超えてはならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

第 27 条 局長は、かんがい期間において、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合には、八木向地点及び籠場地点において別表第 1 に掲げる用水量を限度として、水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は半旬平均毎秒 4.443 立方メートルをこえないものとする。

(水道用水の供給のための放流)

第 28 条 局長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、籠場地点において毎秒 0.404 立方メートルを確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は毎秒 0.181 立方メートルをこえないものとする。

(放流量等の決定)

第 29 条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期及びダムからの放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の決定をしようとする場合において、ダムからの放流が第 24 条第 1 項の各号、第 27 条及び第 28 条の規定による放流であるときは、あらかじめ新潟県発電管理センターに連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第 30 条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 31 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第 32 条 局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 前項の計測、点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量から発電所の使用水量を控除した値が毎秒 2.7 立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

3 局長は、第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観 測)

第 33 条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 34 条 局長は、ゲート等を操作し、第 32 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第 1 項による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 35 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表第一

かんがい用水量

期日	かんがい用水量	
	八木向地点	籠場地点
5月16日から5月20日まで	毎秒2.113立方メートル	毎秒4.504立方メートル
5月21日から5月25日まで	毎秒2.178立方メートル	毎秒4.840立方メートル
5月26日から5月31日まで	毎秒2.285立方メートル	毎秒5.048立方メートル
6月1日から6月5日まで	毎秒2.334立方メートル	毎秒5.312立方メートル
6月6日から6月10日まで	毎秒2.460立方メートル	毎秒5.608立方メートル
6月11日から6月15日まで	毎秒2.511立方メートル	毎秒5.842立方メートル
6月16日から6月20日まで	毎秒2.628立方メートル	毎秒6.085立方メートル
6月21日から6月25日まで	毎秒2.712立方メートル	毎秒6.272立方メートル
6月26日から6月30日まで	毎秒2.729立方メートル	毎秒6.199立方メートル
7月1日から7月5日まで	毎秒2.654立方メートル	毎秒6.053立方メートル
7月6日から7月10日まで	毎秒2.581立方メートル	毎秒5.822立方メートル
7月11日から7月15日まで	毎秒2.612立方メートル	毎秒5.856立方メートル
7月16日から7月20日まで	毎秒2.960立方メートル	毎秒6.508立方メートル
7月21日から7月25日まで	毎秒3.068立方メートル	毎秒6.828立方メートル
7月26日から7月30日まで	毎秒2.928立方メートル	毎秒6.673立方メートル
7月31日から8月4日まで	毎秒2.878立方メートル	毎秒6.549立方メートル
8月5日から8月9日まで	毎秒2.718立方メートル	毎秒6.066立方メートル
8月10日から8月14日まで	毎秒2.606立方メートル	毎秒5.960立方メートル
8月15日から8月19日まで	毎秒2.425立方メートル	毎秒5.378立方メートル
8月20日から8月24日まで	毎秒2.296立方メートル	毎秒5.028立方メートル
8月25日から8月29日まで	毎秒2.021立方メートル	毎秒4.512立方メートル
8月30日から9月3日まで	毎秒1.902立方メートル	毎秒4.286立方メートル